

武蔵野市電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）における電子契約の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 立会人型電子署名 契約を行う当事者でない第三者であって、市の委託に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者（以下「電子契約サービス提供事業者」という。）であるものが、契約を行う当事者の指示に基づき、当該事業者の証明書を付して行う電子署名をいう。
- (3) 電子契約書 電磁的記録により作成する契約書であって、電子署名が行われたものをいう。
- (4) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (5) 電子契約サービス 電子契約サービス提供事業者が行う立会人型電子署名による電子契約を行うサービスをいう。
- (6) 担当者 市の職員のうち、契約の相手方に対する電子契約書の送信その他の電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行うものをいう。
- (7) 承認者 市の職員のうち、契約の相手方と担当者とはやり取りを行う電子契約書について市の決裁を得たものと相違ないことを確認し、電子契約サービス上で承認するものをいう。

(電子契約の締結方法)

第3条 電子契約は、電子契約サービスを利用して行うものとする。

(電子契約の対象範囲)

第4条 市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等において書面で行うべきこととされているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないと認められるもの

(承認者の設置)

第5条 財務部管財課に承認者を置き、財務部管財課長（以下「管財課長」という。）をもってこれに充てるものとする。

(電子契約の運用管理者)

第6条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、管財課長をもってこれに充てるものとする。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

（アカウント等の取扱い）

第7条 アカウント（電子契約サービスに接続し、及び利用するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、及び運用するものとする。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行うものとする。

3 アカウントの取扱いは、担当者が適正に行うものとする。

4 電子契約サービスに接続するためのパスワードの設定及び変更は、承認者及び担当者がそれぞれ行うものとする。

5 運用管理者は、前項のパスワードを承認者及び担当者以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

（電子契約によることの意味確認）

第8条 担当者は、電子契約を希望する契約の相手方からの申出により、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

（電子契約書の保存）

第9条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

（契約内容の変更）

第10条 契約の内容を変更する契約についても、電子契約によることができる。この場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービス上での保管を継続する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。